

すかいらーくグループの「仕事と介護の両立支援」

【新・団体医療保険にご加入の皆さまへ】

2023年10月1日以降に保険期間が開始するご契約について、告知書及び待機期間等の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

親孝行一時金支払特約・介護一時金支払特約セット団体総合保険



介護サポートプランのご案内

その日は突然やってきます・・・

ある日・・・
仕事をしていると
『父親が自宅で転び、ケガをした』
と親戚から連絡が入った。

えっ!!
親父が!!仕事の合間をぬって、
毎日様子を見に行くことに・・・

父親は、ケガが治った後
認知症が進行し
日常の身の回りの事が
自分でできなくなって
いきました。



もしも、大切な親御さまが要介護状態になってしまったら・・・

～そんな不安を軽減するために、今から準備しておきたい保険をご紹介します～

「介護サポートプラン」が
あなたと親御さまをサポートします！

加入対象者 ①社員、②勤続1年以上のクルー、③左記①および②の退職者

募集期間 2024年4月26日（金）～2025年5月15日（水）

保険期間 2024年6月1日午後4時～2025年6月1日午後4時

支払方法 ①社員：給与控除 ②クルーおよび③退職者：口座振替

お問い合わせ先 銀泉株式会社 すかいらーくグループ担当

自動更改方式のご契約です！

※既加入者で脱退・契約内容
変更のご連絡がない場合、
前年と同等条件のプランで
自動継続となります。



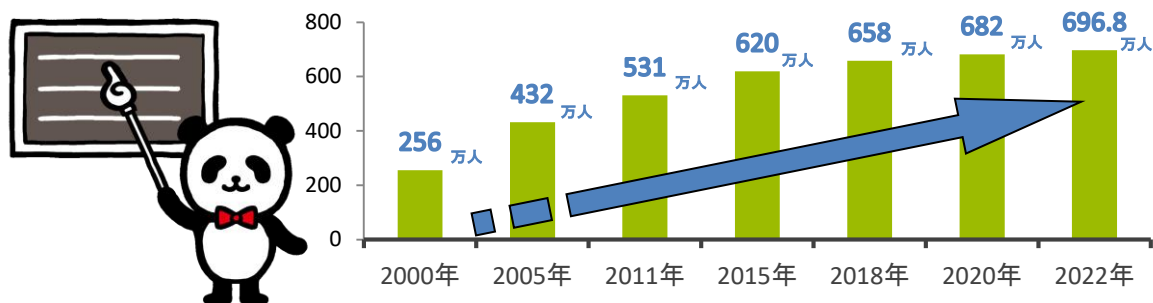
パソコンやスマートフォン・タブレットから、パンフレットや
お手続き用紙（申請書）の閲覧・ダウンロード等が可能です。

《銀泉公式ウェブサイト：すかいらーくHP介護サポートプランページ》

<https://www.gs-ins.com/skylark/insurance/bicycle>右記のQRコード
にアクセス ▶▶※QRコードは（株）デンソーウェブの
登録商標です。

介護はいきなりやってきます。そして、

要介護・要支援認定者数は増え続け、**約 690 万人**に達しています



厚生労働省「介護保険事業状況報告（令和4年12月暫定版）」より

介護期間の平均は…**約 5 年 1 か月（61.1 か月）**です!!

■ 1日あたりの介護時間 (※1)

要介護5: **終日介護を要する場合 約56.7%**

要介護2: **2~3時間程度 約50.2%**

■ 介護期間 (※2)

一般的な介護期間は男女平均で**約 5 年 1 か月**



(※1) 厚生労働省「介護保険事業状況報告（平成29年）」より

(※2) 生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)



知っていますか！？

もしも親御さまが要介護状態となったときの

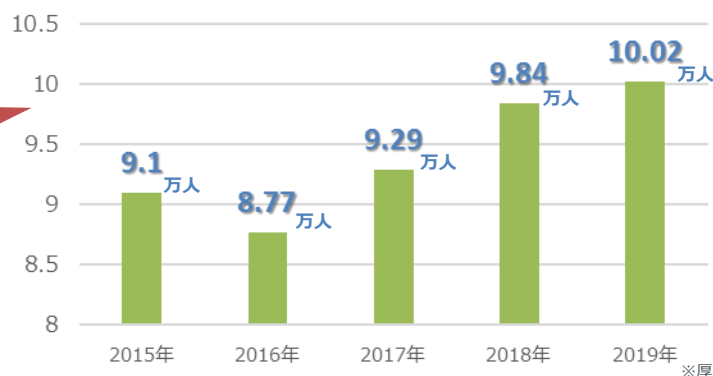
- ・病気・育児・介護有給休暇の利用(正社員のみ)
- ・介護休暇の時間単位の取得



膨大な時間と費用がかかります。

親の介護や看護を理由とする**介護離職者**が年間約10万人

年間
約10万人
介護離職



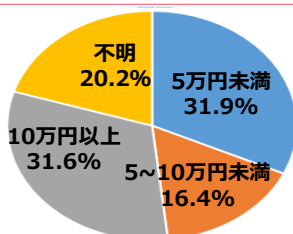
介護にかかる費用の平均は**506万円**（毎月8.3万円）

公的介護保険制度の対象外となるサービスは自己負担です

公的介護保険の1割または2割の自己負担分 + 公的介護保険の支給限度額超過分 + 公的介護保険で対象外となるサービス利用費 = 毎月定期的にかかる費用

介護で月々かかる費用

※平均8.3万円



生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」(令和3年度)

介護期間の総額では、なんと「**506万円**」もかかる計算です(平均介護期間約5年1か月)さらに住宅改造や介護ベッド購入などの費用がかかる場合もあります。

すかいらーくの介護支援社内制度

介護サービス一体型の「介護サポートプラン」があなたと親御さまをサポートします！

介護に直面したとき、離職することなく、「仕事と介護の両立」ができるよう備えましょう！！

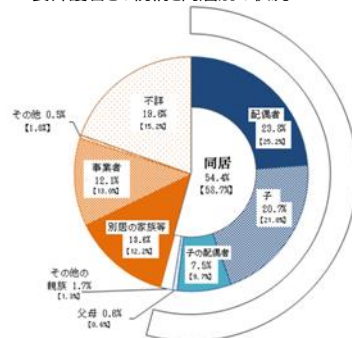
親が介護状態になったら・・・

介護をするのは、主に子供です

家族が要介護状態になった際の介護の担い手は、主に同居の家族です。

なかでも**子**（「子」と「子の配偶者」の合計）が最多です。

要介護者との続柄と同居別の状況



（厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」より）

要介護状態の目安とは？

要介護 1

- 食事や排せつに時々、介助が必要
- 立ち上がりや歩行などに不安定さがみられることが多い

要介護 2

- 食事や排せつに何らかの介助が必要
- 立ち上がりや歩行などに何らかの支えが必要

要介護 3

- 食事や排せつに一部介助が必要
- 入浴などに全面的に介助が必要
- 片足での立位保持ができない

要介護 4

- 食事に一部介助が必要
- 排せつ、入浴などに全面的に介助が必要
- 片足での立位保持がほとんどできない

要介護 5

- 日常生活を遂行する能力は著しく低下し、日常生活全般に介護が必要
- 意思の伝達がほとんどできない

ご自身の生活に介護時間が加わります

「介護が大変になるのは重度の介護になってから」と考えがちです。

しかし実際は、**要介護 2**では約**50.2%**もの人が**1日あたり2～3時間程度**、**要介護 5**では、約**56.7%**もの人が**ほぼ終日介護**を要しており、大きな負担を強いられているのです。

生命保険文化センター「生命保険に関する全国実態調査」（令和3年度）

介護に関する情報不足に不安を感じています

「介護をする場合の不安」として、40代・50代の**6割以上**の方が「介護の方法や制度に関する情報を得られない」など情報不足に不安を感じています。

第一生命経済研究所「親の介護に対する40代・50代の不安と準備」（2015年1月）より

「**介護に関する情報不足**」により、自分ひとりで介護の問題を抱え込み、仕事と介護の両立が難しいと感じてしまいます。

そもそも介護が必要になるきっかけは・・・

介護が必要になる 原因第1位は認知症です

今や認知症は誰もが関わる可能性のある身近な病気となりました。**要介護者の介護が必要となる原因は「認知症（24.3%）」が最も多く、次いで 脳こうそくなどの「脳血管疾患（19.2%）」、「骨折・転倒（12.0%）」です（※1）。**

2025年には、65歳以上の高齢者の5人に1人が認知症になると見込まれています（※2）。

現在の要介護度別にみた介護が必要となった主な原因

認知症	24.3%
脳血管疾患（脳卒中）	19.2%
骨折・転倒	12.0%
高齢による衰弱	11.4%
関節疾患	6.9%
心疾患（心臓病）	3.3%
その他	21.2%
不明・不詳	1.7%

（※1）厚生労働省「令和元年国民生活基礎調査」より

（※2）「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」（厚生労働省社会保障審議会資料 平成27年1月）より

「介護サポートプラン」の加入者は従業員（※）ご本人です。

（※）社員、勤続1年以上のクルー、左記の退職者をいいます。

被保険者は、プランにより下記の通りです。

親孝行一時金： 加入者本人の親（義親を含む）

介護一時金： 加入者本人もしくは本人の配偶者、子供、両親、
兄弟姉妹および同居している親族

一時金のお支払い

- ・被保険者が所定の要介護状態になった場合、一時金をお支払いします。
- ・保険金は被保険者にお支払いします。
- ・公的介護保険の自己負担分や、利用限度額を超えての介護サービス利用費用、
給付対象外の介護にかかる費用に補てんできます。

親孝行一時金： 被保険者が公的介護保険制度における要介護区分において、
要介護2以上に該当し、所定の期間を超えて継続した場合

介護一時金： 被保険者が公的介護保険制度における要介護区分において、
要介護2から5に認定された場合、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態が
90日を超えて継続した場合

プランについては、P.7をご覧ください。

「将来的な親の認知症や介護に備えるための情報がほしい」、
「仕事と介護に追われて自宅の家事ができない」などの不安・悩みを



認知症サポート **SOMPO 笑顔倶楽部**（WEBサービス）で支援します。

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心と
した介護に関するサービスをご紹介します。

※パートナー企業が提携し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

SOMPO笑顔倶楽部の詳細については、P.6をご覧ください。

介護全般に関するお悩みやご相談につきましては、
SOMPO 健康・生活サポートサービスをご利用いただけます。

仕事や介護で忙しい加入者・被保険者にお電話にて24時間・365日
気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。

介護はもとより育児や法律、税金など幅広くご相談いただけます。

SOMPO 健康・生活サポートサービスの詳細については、P.6をご覧ください。

認知症予防で介護リスクが軽減できます。

認知機能低下予防に向けておススメのサービスの提示、
軽度認知障害（MCI）の予兆を把握するサービスの提供を



認知症サポート **SOMPO 笑顔倶楽部**（WEBサービス）でしています。

SOMPO笑顔倶楽部の詳細については、P.6をご覧ください。

介護リスク軽減

次の場合に、保険金をお支払します。

■親孝行一時金

被保険者（義親を含む本人の親）が公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

■介護一時金

保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。

①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合

②損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合

※詳しくは補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

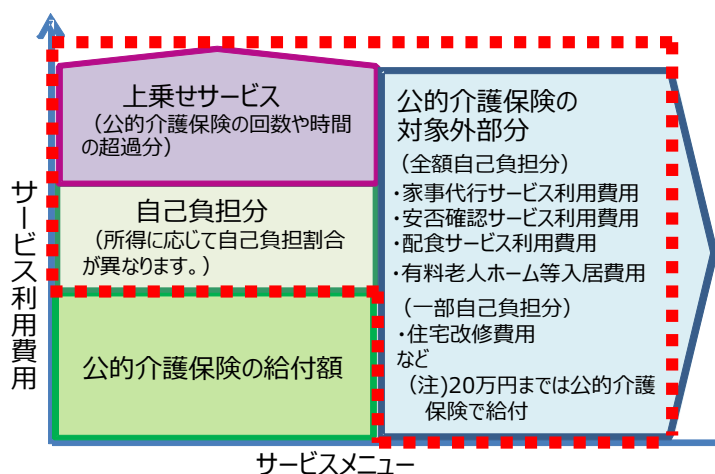
一時金プランは3タイプ

100万円

200万円

300万円

「介護サポートプラン」の一時金を使って出費軽減



この赤点線枠内が介護に関わる自己負担分です。

自らが介護の担い手となることで、時間的な負担だけでなく、肉体的・精神的な負担も重くのしかかります。

介護にかかる費用についても、介護する側だけが負担するのではなく、介護される側の親御さまの「年金や貯蓄」なども考えながら必要なサービスが受けられるよう準備することが大切です。

一度にたくさんのお金を突然用意するのは難しいから助かるわ！

公的介護保険における自己負担額は要介護度により大きく差があります。

「介護サポートプラン」であれば・・・

お支払いする一時金を
介護サービス費用として発生する
下記イラストのような費用の一部に充てられます



住宅改修



配食サービス



家事代行



介護サービス

駆けつけ
&
見守り
サービス



ご加入者限定WEBサービス

SOMPO笑顔倶楽部

「SOMPO笑顔倶楽部」は、**介護に関する情報不足による不安や悩みを支援するWEBサービス**です。

- MCI（軽度認知障害）の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。
- 保険金をお支払いする要介護状態に該当されていなくても、保険に加入していれば介護サービスを紹介することが可能です。

SOMPO笑顔倶楽部の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報

認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。

認知機能チェック

認知症・MCIの予兆を把握（チェック）するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることがつながります。

サービスナビゲーター

お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービス进行提示します。

認知機能低下の
予防サービスの紹介

予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。（※）

介護に関するサービスの紹介

SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービス（介護相談、施設見学、体験入居、介護実技研修等）をご紹介します。（※）

（※）パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

- 公的介護保険以外のサービスを受けたい
- 家族に介護による負担をかけたくない
- 食事を作るのが大変

- 洗濯、調理、掃除を代行します。
- 食事や入浴の介助など自費介護も行います。



1

家事代行サービス

- 一人暮らしで急な体調不良が心配

- ボタンひとつでガードマンが駆けつけます。（HOME ALSOKみまもりサポート）



2

見守りサービス

- 自宅で安全にゆっくり入浴したい
- 車椅子でも生活できるようにリフォームしたい

- 広くて段差の少ない浴室にリフォームします。
- 間取りを変えて、段差をなくします。



3

リフォームサービス

- 自分の状態に合った有料老人ホームを紹介してほしい
- 自宅近くのサービス付高齢者住宅を探してほしい

- ご予算や地域などをお伺いし、ご要望に沿った有料老人ホーム等をご紹介します。



4

有料老人ホーム等
紹介サービス

（注1）本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。

（注2）お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。

（注3）本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。

（注4）本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介をするものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

（注5）写真、イラストはイメージです。実際に出されるサービスとは異なる場合があります。

ご加入者限定電話相談サービス

SOMPO 健康・生活サポートサービス

ご加入いただいている皆さまにお電話にて24時間・365日気軽にご利用いただける無料電話相談サービスです。

介護はもとより育児や法律、税金など幅広くご相談いただけます。

サービスメニュー

- 健康・医療相談サービス ●介護関連相談サービス ●人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス ●専門医相談サービス（予約制） ●法律・税務・年金相談サービス（予約制・30分間）
- メンタルヘルス相談サービス ●メンタルITサポート（WEBストレスチェック）サービス

※メンタルヘルス相談サービスは、臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

（注1）本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。

（注2）ご相談の際は、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

（注3）ご利用は日本国内からにかぎります。

（注4）ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

（注5）本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

すかいらーくHD「介護サポートプラン」の保険料表

●保険期間：1年 ●団体割引：10% ●払込方法：月払

被保険者の年齢（注1、注2）

参考

	親孝行一時金支払特約			介護一時金支払特約		
プラン名	O100	O200	O300	K100	K200	K300
保険金額	100万円	200万円	300万円	100万円	200万円	300万円
満0～14歳	-	-	-	10円	20円	30円
満15～19歳	-	-	-	10円	20円	30円
満20～24歳	-	-	-	10円	20円	30円
満25～29歳	-	-	-	10円	20円	30円
満30～34歳	-	-	-	10円	20円	30円
満35～39歳	-	-	-	10円	20円	30円
満40～44歳	20円	40円	50円	20円	40円	60円
満45～49歳	40円	70円	100円	50円	100円	150円
満50～54歳	70円	140円	200円	100円	200円	300円
満55～59歳	140円	270円	400円	210円	420円	620円
満60～64歳	280円	550円	820円	420円	830円	1,240円
満65～69歳	600円	1,190円	1,790円	710円	1,420円	2,120円
満70～74歳	1,270円	2,530円	3,790円	1,510円	3,010円	4,510円
満75～79歳	2,650円	5,300円	7,950円	3,150円	6,300円	9,450円
満80～84歳	5,330円	10,660円	15,990円	6,340円	12,680円	19,020円
満85～89歳	9,950円	19,900円	29,850円	11,830円	23,660円	35,490円

ご注意

介護一時金では満79歳以下、親孝行一時金では満40歳から満79歳までの方が新規加入いただけます。継続は、満89歳まで可能です。

- (注1) 保険料は、保険始期日（中途加入日）時点の満年齢によります。
 (注2) 年齢は、保険期間の初日現在の満年齢（中途加入の場合は、中途加入日時点の満年齢）となります。
 (注3) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 (注4) 親孝行一時金支払特約の場合、特約保険料は特約の被保険者（加入者の親御さま）の保険始期日（・中途加入日）時点の満年齢によります。
 (注5) 被保険者1名当たりの保険金額は300万円を限度としてご加入いただけます。

※ 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2024年2月現在）

5歳きざみで保険料が変わります。



親孝行一時金支払特約と介護一時金支払特約の相違点

	親孝行一時金支払特約	介護一時金支払特約
目的	親の介護に備える	本人や家族（※）の介護に備える （※）被保険者欄のとおり
被保険者	加入者本人の親（義親を含む）	加入者本人もしくは本人の配偶者、子供、 両親、兄弟姉妹および同居している親族
保険金支払基準	公的介護と連動	公的介護連動 または当社独自基準
支払対象となる 要介護度	要介護2～5	要介護2～5または 当社が定める所定の要介護状態※
引受年齢	新規加入：40歳～79歳 継続加入：89歳まで	新規加入：0歳～79歳 継続加入：89歳まで

（※）介護一時金支払特約は、公的介護保険制度の対象外となる40歳未満の方も加入できるようにするため、
公的介護と連動しない独自基準（当社が定める所定の要介護状態が続いたとき）で保険金の支払基準を設けています。

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
 - ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
 - ・「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

告知は正しい内容で行いましょう！



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、親孝行一時金支払特約、介護一時金支払特約をセットしたものです。
- 保険契約者：株式会社すかいらくホールディングス
- 保険期間：2024年6月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：通年、ご加入（中途加入）いただくことができます。詳細は下記をご参照ください。
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：すかいらくグループの社員、勤続1年以上のクルー、左記の退職者
 - 被保険者：すかいらくグループの社員、勤続1年以上のクルー、左記の退職者またはご家族（配偶者・子供・両親・兄弟姉妹および同居の親族）を被保険者としてご加入いただけます。（新規加入の場合、満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。）
 - 親孝行一時金支払特約の被保険者（加入者の親御さま）は、新規加入の場合、満40歳から満79歳（継続加入の場合は満89歳）までの方が対象となります。
- お支払方法：社員は2024年8月分給与から、毎月控除となります。クルー・退職者は2024年8月から毎月口座振替します。（12回払）
- お手続方法：下表のとおり必要書類をご記入のうえ、ご加入窓口の銀泉株式会社すかいらくグループ担当までご送付ください。

ご加入対象者		お手続方法
新規加入者の皆さま		添付の「 加入申込書 」および「 告知書 」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 加入対象者がクルー、退職者の場合は、上記に加え、「口座振替申込書」もご提出をお願いします。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプラン（送付した加入依頼書に打ち出しのプラン）で継続加入を行う場合	登録情報（住所・氏名等）に変更がなく、前年ご加入内容と同じ内容でご継続の方は、お手続き不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合	前年ご加入内容から内容を変更される方（プラン変更、被保険者情報変更、脱退など）は、お手元の加入依頼書に変更内容ご記入の上、ご提出をお願いします。
	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。 ※加入依頼書下部の「脱退」に丸を付けてご提出をお願いします。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月末日までの受付分は受付日の翌々月1日から2025年6月1日午後4時までとなります。
 - 保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与（退職者は口座）から毎月控除します。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の銀泉株式会社すかいらくグループ担当までご連絡ください。
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数によって決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。
 - また、団体のご加入人数が10名を下回った場合には、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。 なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ① 公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合（※1） ② 損保ジャパンが定める所定の要介護状態（※2）となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 （※1） 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 （※2） 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 （治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用 （治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないものなど （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます
親孝行一時金	被保険者（本人の親で、加入時に指定された方となります。）が保険期間中に公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5のいずれかに該当する認定を受け、その状態が要介護認定を受けた日（公的介護保険制度に基づいて申請を行った日）からその日を含めて90日を超えて継続した場合、被保険者へ親孝行一時金保険金額をお支払いします。 保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 （注1） 本特約の被保険者（親）の引受対象年齢は、新規加入の場合40歳以上79歳以下（継続加入は89歳以下）の方となります。 （注2） 保険金支払条件変更特約（親孝行一時金用）がセットされています。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 （治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用 （治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ⑥先天性異常、⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※2）のないものなど （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】（続き）

介護一時金

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

親孝行一時金

（注）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。
ただし、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護認定を受けた場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護認定を受けた日の支払条件により算出された保険金の額

その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

（注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間（継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、 腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、（COPD（慢性気管支炎・肺気腫など））、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、 気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中（脳出血・脳こうそく（脳軟化）・くも膜下出血）、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈（心房 細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。）、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症（乳腺線維腺腫を含みます。）、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。

ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。

なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者（※1）には、告知事項（※2）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
 - （※1）親孝行一時金支払特約をセットする場合、特約の被保険者である加入者の親御さまも含まれます。
 - （※2）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
- ＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致なくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等（※）の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時（※）からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - （※）保険金額の増額(特定疾病等対象外特約の削除を含みます。)等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

介護一時金

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態（認定）に該当した場合は、保険金をお支払いします。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

親孝行一時金

- 疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護認定の原因となった事由が生じたときが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護認定に該当した場合は、保険金をお支払いします。

（注）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ず取扱代理店（ご加入の窓口）にお申し出ください。
- <被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>
被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者または対象者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- <重大事由による解除等>
●保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者（保険金受取人）または対象者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。
*中途加入の場合は、毎月末日までの受付分は受付日の翌々月1日に保険責任が始まります。
 - 親孝行一時金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約等により異なります。
- 詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	疾病状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード（写）、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）保険金支払事由の内容・程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。お問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。
お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 保険金額
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- ☐ 保険期間

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。
内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

- 取扱代理店 銀泉株式会社 すかいらーグループ担当

〒105-0022 東京都港区海岸一丁目2番20号 汐留ビルディング 17 階 TEL：0120-621-625 FAX：03-6772-2819

（受付時間：平日の午前9時から午後4時まで）
- 引受保険会社 損保ジャパン株式会社 企業営業第三部 第三課 担当：細川

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL：03-3231-4223 FAX：03-3231-9929

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）
- 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

【お電話】0570-022808

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）
- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイト約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。